

平成26年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

指摘	3
意見	53
計	56

措置対応所属別対応数

	担当所属	合計	結果(指摘)				意見			
			合計	措置の進捗状況			合計	措置の進捗状況		
				措置済	実施中	今後対応		措置済	実施中	今後対応
県単独所属	財政課	12	1	1			11	11		
	清流の国づくり政策課	4	0				4	4		
	地域スポーツ課	2	0				2	2		
	競技スポーツ課	5	1	1			4	4		
	医療整備課	1	0				1	1		
	生活衛生課	1	0				1	1		
	高齢福祉課	4	0				4	4		
	地域福祉国保課	1	0				1	1		
	子育て支援課	1	0				1	1		
	新産業振興課(H27)	3	0				3	3		
	新産業・エネルギー振興課(H28～)	4	0				4	4		
	航空宇宙産業課(H28～)	1	0				1	1		
	地域産業課	1	0				1	1		
	観光企画課(海外戦略推進室)	2	0				2	2		
	観光誘客課	1	0				1	1		
	農業経営課	1	0				1	1		
	恵みの森づくり推進課	1	0				1	1		
	県産材流通課	5	1	1			4	4		
	森林整備課	1	0				1	1		
公共交通課	1	0				1	1			
建築指導課	1	0				1	1			
県複数所属	財政課、地域福祉国保課、農村振興課	1	0				1	1		
	清流の国づくり政策課、観光企画課	1	0				1	1		
	体育健康課、私学振興・青少年課	1	0				1	1		
総計		56	3	3	0	0	53	53	0	0

【措置済】・・・措置が既に行われた状態もしくは、合理的な理由により対応しないもの
 【実施中】・・・措置が現在進行形で行われている状態
 【今後対応】・・・措置の方向性が決定されておらず、検討中の状態

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置状況

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
1	意見	【意見】 補助金の要否の検証実施と検討結果の文書化 補助金は年限を区切って、その事業効果の確認を行うとともに、他県等の状況や、廃止した場合の影響等を踏まえ、必要性や見直しの要否の検証を行い、その検討結果について文書化しておくことが適切です。	27	措置済	平成28年度	平成28年度当初予算編成時において、「県単独補助金事業評価調書」を新たに作成し、全ての補助事業の要求に際し、期待できる事業効果をはじめ、事業の終期(終了予定年度)などを記載することとしたほか、終期到来時には、継続・削減・統合・廃止の意思決定を行ったうえ、その理由を記載することとするなど、翌年度以降の事業方針の検証を行う仕組みを構築した。	財政課
2	指摘	【指摘】 「事業評価調書」の未作成 他の資料やヒアリング等により確認したとされる9件は、本来、「事業評価調書」の作成を不要とすべき理由はなく、予算要求に当たり、必要な資料が提出されていないことから問題があります。 予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認することが必要です。	30～31	措置済	平成27年度	平成27年度当初予算編成の過程において、「事業評価調書」の作成を要しない事業を明確にした上で、作成を要する事業については、すべて作成されていることを確認した。 今後も、この対応を継続し、適切な運用を確保していく。	財政課
3	意見	【意見】 補助金の執行結果に係る評価の実施 翌年度予算化されない事業であっても、他の補助事業を展開するにあたって検討すべき事項の有無等を把握し、次に活かす上でも、事業評価を行う意義はあると思われます。翌年の予算の有無にかかわらず、年度末時点の事業評価を行うとともに、その成果について、総括することが適切です。	31	措置済	平成28年度	新たに作成した「県単独補助金事業評価調書」では、「意見8(当該年度に達成すべき目標も記載すべき)」との整合性にも鑑み、予算要求を行わない事業にまで作成を求めるものではないが、補助金交付実績や目標達成率の実績の推移について、中期的なスパン(5年度)で記載することとし、例えば、周期的に交付される補助金であっても、最長4年周期までは、前回交付時の効果を踏まえた事業評価が行える仕組みを構築した。	財政課
4	意見	【意見】 評価調書の作成単位の見直しと補助効果の評価 事業目的を踏まえ、必要に応じて補助金の要綱の見直しを行った上で、補助金単位で評価を行うことが適切であると考えます。 補助金を含む事業全体で「予算要求資料」及び「事業評価調書」を作成する場合には、「事業評価調書」と併せて、補助表等を利用して、補助金単位でも効果を評価することが適切です。	32	措置済	平成28年度	前述のとおり、補助事業に特化した「県単独補助金事業評価調書」を新たに作成し、補助金単位で事業評価が行える仕組みを構築した。	財政課
5	意見	【意見】 補助金の終期の設定と事業目標との関連付け 本来、補助金には終期を設け、適時、当該補助金のみ視点ではなく、他の政策とのプライオリティ等も加味した総合的な観点から公益性や必要性の見直しを行うことが適切です。 事業目標の記載においても、予算対象年度の目標と、補助期間を通じた目標とを記載し、これまでの成果や今後の課題、方向性と関連付けて「事業評価調書」を作成することが望まれます。	33	措置済	平成28年度	新たに作成した「県単独補助金事業評価調書」において、事業目標に関しては、「終期までに何をどのような状態にしたいのか」を具体的に記載することとしたほか、予算対象年度までの目標達成率の推移や、予算対象年度末における目標値を記載することとするなど、事業終期を含めた補助期間を通じ、事業目標との関連の明確化を図るための仕組みを構築した。	財政課
6	意見	【意見】 効果判断を意図した指標設定に向けた取り組み 現状では、補助金に係る「事業評価調書」において、定性的な有効性の判断は行われていますが、指標は大半が活動指標にとどまっており、補助金の有効性の判断に繋がる定量的な指標が設定されているケースはほとんどありません。 全体としての目標達成状況を意識することは重要ですが、政策-施策-事務事業の体系における、当該補助金の位置づけを明確にした上で、補助金単位での有効性判断のための定量的な指標の設定に向けて、更なる工夫を進めることが重要です。	35	措置済	平成28年度	新たに作成した「県単独補助金事業評価調書」では、目標達成度を示す指標として、従来認めていた「活動指標」の設定を認めず、「補助をしたことにより何をどのような状態に導いたのか」を定量的に示す「成果指標」を1つ以上設定することとするなど、より補助事業の有用性を判断できる仕組みを構築した。	財政課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
7	意見	【意見】「事業評価調書」における補助金の位置づけの明確化 事業開始年度であると思われる補助要綱の制定年度と「事業評価調書」における事業開始前の年度との整合性が図られていないものが散見されます。目標年度がどのような年度なのか不明確です。 また、指標の推移・現在値の記載についても記載の有無・記載時期のばらつきがあり、当該補助金の状況判断において、必ずしも有効な情報になっていない状況です。 補助金単位での記載を前提とするならば、当該補助金に視点をあてた記載に改めることが望まれます。	35	措置済	平成28年度	(事業評価調書における補助事業の位置づけについては、補助事業に特化した「県単独補助金事業評価調書」を新たに作成し、明確化を図ったところ) なお、新たに作成した「県単独補助金事業評価調書」中、「事業開始前における事業目標」への記載にあたっては、補助要綱の制定年度との整合性を図るとともに、「目標年度(事業終期)の設定」にあたっては、その年度を設定した理由を記載するよう、記載要領に明記した。 併せて、予算対象年度までの目標達成率の推移や、予算対象年度末における目標値を記載することとするなど、事業終期を含めた補助期間を通じ、より補助事業の有用性を判断できる仕組みを構築した。	財政課
8	意見	【意見】達成率の概念の明確化と年度目標の設定 調書が予算策定に併せて年度の途中で行われているため現在値の考え方が不統一であったり、目標年度が現年度の数年先となっている場合もあるなど、「事業評価調書」における達成率の概念にばらつきがあります。 長期的視点も必要ですが、当年度で達成すべき目標も掲げ、その達成状況を意識した記載とすることが望まれます。	35～36	措置済	平成28年度	新たに作成した「県単独補助金事業評価調書」や、それを踏まえて改定した「事業評価調書(県単独補助金除く)」の記載要領において、現在値や達成率の記載に係る考え方を明記したところ。 加えて、「県単独補助金事業評価調書」においては、予算対象年度で達成すべき目標(推計値)を記載することとするなど、短期的にも達成状況を意識できる仕組みを構築した。	財政課
9	意見	【意見】新規要求事業の場合に記載すべき項目の明確化 新規事業に係る「事業評価調書」の場合、「事業開始前」、「目標値」のみを記載するものとされていますが、記載漏れなのか記載不要なのかの判断がつきにくいという印象を受けました。 記載不要の部分は、斜線にしたり、背景色を変えるなどの工夫を行うことが望まれます。	36	措置済	平成28年度	新たに作成した「県単独補助金事業評価調書」や、それを踏まえて改定した「事業評価調書(県単独補助金除く)」の記載要領において、新規要求事業に関し、記載すべき項目を予め示すとともに、記載を要しない項目欄には「斜線」とするよう併せて明記した。	財政課
10	意見	【意見】実績ベースでの成果確認の実施 現在の「事業評価調書」は、予算要求のための補足資料としての位置づけであることから、実績は現年度の結果でも過去の結果でも構わないとしていることは理解できますが、何らかの形で年度執行ベースで成果を確認する仕組みを整えることが望まれます。	36	措置済	平成28年度	(従前の事業評価調書における「前年度の取組み」及び「前年度の成果」欄(いずれも前年度とは、調書作成時点において今年度)について、取組み等の途中経過、若しくは、事業執行に至っていない場合は前々年度の実績のいずれかを記載することにに関する意見) 事業評価は予算要求に併せて行うことが適切であること、また、事業評価調書に直近の取組み実績や成果を反映させるには、従前の方法以外に適切な方法がないことから、従前のとおり、可能な限り、直近のデータを参照して成果を確認することとした。	財政課
11	意見	【意見】評価の視点のレベルアップ 有効性に関しては、特に定性的な観点と定量的な観点の両面からの洞察を行うことが期待されます。 また、効率性に関しては、これまでに実施されてきた効率化の状況を評価するとともに、現状が最適であるとは限らないことから、よりよい方法で事業を実施するべく、検討を行うことが適切です。	37	措置済	平成28年度	「県単独補助金事業評価調書」を踏まえて改定した「事業評価調書(県単独補助金除く)」中、「事業の評価」欄に関し、事業の有効性については、定性的な観点と定量的な観点の両面から記載することとし、また、事業の効率性については、これまでの実施状況の評価を記載するよう、記載要領を改めることで、より事業の有用性や効率性を確認できる仕組みづくりを構築した。	財政課
12	意見	【意見】課題への具体的な取組みの記載 「事業評価調書」における「今後の課題」及び「次年度の方向性」の項目の記載が、課題の認識にとどまっているものもありますが、記載要領にも定められているとおり、課題の解決に向けた取組みを具体的に記載することが望まれます。	37	措置済	平成28年度	「県単独補助金事業評価調書」を踏まえて改定した「事業評価調書(県単独補助金除く)」中、「次年度の方向性」欄に関し、課題解決に向けてどのように取り組むのかを「具体的に」記入するよう、記載要領を改めるとともに、改正内容の全庁への伝達に際し、改正の趣旨についても併せて周知を図った。	財政課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
13	意見	【意見】補助金名称の見直しの検討 事情をよく知らない者には、補助金の名称(公社長期保有農地合理化事業費補助金、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金)から補助内容が正しく推測できないと思われます。 補助金の名称は、補助内容が分かる名称とすることが適切です。	52～53	措置済	平成28年度	従前から、補助内容を端的に示す名称を用いるよう努めているところであるが、全国統一的に用いられている名称や、既に広く認知された名称なども存在する中で、画一的な取扱いとすることは適切ではないため、予算編成過程の中で個別に精査を行うことで、対応を図ることとした。	財政課(地域福祉国保課、農村振興課)
				措置済	平成28年度	国民健康保険財政健全化特別対策費補助金は平成28年度当初予算から事業名を「国民健康保険国庫負担金減額措置対策費補助金」に変更したところである。	地域福祉国保課
				措置済	平成28年度	本補助金はH26年度以降交付実績がなく、H28年度についても交付予定はない。今後再度交付される可能性が非常に低く、交付がほぼ見込まれないため、名称変更を行わないこととする。	農村振興課
14	意見	【意見】 自立的発展を目指して自ら考え行う事業の推進(清流の国地域振興補助金) 平成25年度は、「清流の国ぎふ観光回廊づくり」の一環として、中山道エリアにおける統一デザイン案内標識の設置を行う事業が知事が特に必要と認める事業とされました。 「清流の国地域振興補助金」は市町村等が自立的発展を目指して自ら考え行う事業が対象とされていますが、当該事業における案内標識のデザインは関連市町村との協議を踏まえ県によって定められており、関連市町村の協力を得て県の政策判断の下に実施された事業であると思われます。 県の政策判断に基づいて推進することも重要ですが、「清流の国地域振興補助金」として補助を行う以上、それを契機とした自立的な発展の観点を織り込むことが期待されます。例えば、今回の事例では、案内標識の設置とあわせて、ウォーキングマップの作成を行ったり、ウォークラリーの開催等に繋げる等の対応を組み合わせることで、観光回廊づくりへの意識・参加を促進する取り組みに繋がられるのではないかと考えます。	58～59	措置済	平成27年度	平成27年7月末に取りまとめた要望事業(2次募集)について、取りまとめの際に実施した市町村へのヒアリング等を通じて、これまで以上に市町村による「清流の国ぎふ」づくりにつながる創意工夫のある取組みを支援している。	清流の国づくり政策課(観光企画課)
15	意見	【意見】 わがまち清流の国づくり計画の策定推進(清流の国地域振興補助金) 市町村による総合的な計画が未承認・未作成の市町村に対して、計画作りのための働きかけを行うことが重要であると考えます。 県民の意識を高めていく上では、市町村において、策定した計画を開示することも有効であると考えます。	59	措置済	平成27年度	今年度の要望調査(2次募集)にあたり、計画未承認・未作成の市町村に対して、ヒアリング等を通じて計画づくりを働きかけており、今後も積極的に働きかけることとする。 補助金交付要綱に「計画を策定した市町村等は、当該計画をホームページ等で公表し、「清流の国ぎふ」づくりに向けた県民の意識向上に努めること」を規定し、各市町村に周知している。	清流の国づくり政策課
16	意見	【意見】 計画の達成状況の確認実施(清流の国地域振興補助金) 市町村による総合的な計画は補助初年度に承認するものとされています。制度開始後、2年しか経過していませんが、長期にわたり、制度を運営していくのであれば、補助事業の確認を行うのみではなく、計画の達成状況を確認項目とし、実効性のある計画として位置づけていくことが重要であると考えます。	59	措置済	平成27年度	平成27年7月末に取りまとめた要望事業(2次募集)における市町村へのヒアリングを通じて「清流の国ぎふ」づくりの達成状況を把握している。	清流の国づくり政策課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
17	意見	【意見】 補助事業の選定過程の明確化(市町村振興補助金) 補助金の配分検討資料においては、市町村からの要望項目について、要綱に定める意欲の高さ・創造性・先導性・個性的等の項目や、重点施策推進事業かどうかについて、どの事業がどのように評価され、採択されたかが明確ではありませんでした。 配分検討資料において、選定の過程を明確にしておくことが望まれます。	63	措置済	平成27年度	今年度から市町村振興事業の執行機関となった県事務所担当者に対する説明会において、選定過程の明確化の取組みを依頼している。 また、選定過程の明確化及び要綱に定める補助要件に対する適合性の確認のための事業審査シートを作成した。このシートに基づき、今年度要望事業の選定を実施しており、各県事務所にも提供済である。	清流の国づくり政策課(市町村課から移管)
18	意見	【意見】 要綱における補助対象事業の定め方(市町村振興補助金) 市町村等が自立的発展を目指して自ら考え自ら行う事業のうち、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業が補助対象事業とされていますが、県に確認したところ、意欲的・創造的で他市町村の模範となる先導的・個性的な地域づくり事業に該当することは前提であり、これのみで評価しているわけではないとの回答でした。 要綱に掲げる対象事業等の要件への適合性、重点施策推進事業かどうかなどについて、配分検討資料においても選定の過程を明確にしておくことが適切です。	63～64	措置済	平成27年度	市町村振興事業の執行機関となった県事務所に選定過程の明確化の取組みを依頼するとともに、選定過程の明確化及び要綱に定める補助要件に対する適合性の確認のための事業審査シートを作成した。 このシートに基づき今年度要望事業の選定を実施しており、各県事務所にも提供済である。	清流の国づくり政策課(市町村課から移管)
19	意見	【意見】 「予算要求資料」における内訳の明記(スポーツのまちづくり支援補助金) 「スポーツのまちづくり支援補助金」と「市町村体育施設改修補助金」とは補助の性格が異なることから、「予算要求資料」においても、事業ごとの予算の内訳を明記することが適切であると考えます。	68	措置済	平成28年度	予算要求は、スポーツイベントの開催に係る補助金を一つにまとめることとし、補助対象や対象事業について比較表を用いた記載を行った。 また、平成28年度予算時に補助金の要否を検討し、「市町村体育施設改修補助金」を廃止した。	地域スポーツ課
20	意見	【意見】 事業の成果を確認するための仕組みづくり(スポーツのまちづくり支援補助金) 競技会・イベント補助が、スポーツを通じた心身の健康づくりと交流促進によるまちづくりの環境の醸成に繋がっているかについて確認する仕組みを整えるとともに、事業の成果を判定し、適時に事業のあり方の見直しの要否を検討することが望まれます。	68	措置済	平成28年度	「スポーツのまちづくり支援補助金」では、事業終了後、交付先団体等に参加人数やおもてなし活動の実施状況を聞き取り、成果を検証している。 平成28年度に補助メニューの見直しを行い、交流促進に重点を置いた大規模イベントのみとした補助金に改善した。	地域スポーツ課
21	意見	【意見】 補助金の目的の明確化と名称への反映(介護職員定着支援事業費補助金) 「介護職員の確保と定着を図る」という要綱の目的(総則)と比べ、現在の制度は代替職員の人件費補助にすぎない状況にあることから、補助金の名称・目的と、実際の補助内容との間にかなりのギャップがある状況です。 補助金の目的を明確にするとともに、補助金の趣旨に沿った運用を行うことが重要であり、補助金の名称を実態に沿った名称とすることが適切です。	81～82	措置済	平成28年度	補助金の名称を「介護職員復職支援・定着促進事業費補助金」と改正し、補助内容を「産休・育休取得職員の代替職員を、休暇取得職員が復職後も継続雇用する経費を補助する(最大4か月)」こととした。 復職後も代替職員の雇用継続を支援することで、産休・育休から復職する職員にとっては、復職の際の不安の緩和や、短時間勤務に対応できる体制などの復職しやすい環境の整備を図ることができる。また、代替職員にとっては、介護職員としての技術・経験を長く身に着けることができ、介護職員の復職支援と定着促進を行うことができる。	高齢福祉課
22	意見	【意見】 補助対象事業者の拡大(介護職員定着支援事業費補助金) 結果として、補助対象事業者がかなり狭くなっていることから、より多くの法人が利用可能な方法がないかについて、検討を進めることが望まれます。	82	措置済	平成28年度	補助金の内容を上記No.21のとおり改正し、産休・育休を取得した職員の復職支援・定着促進に取り組む法人が利用しやすいものとした。 なお、制度については、高齢福祉課ホームページでの周知、各種研修に合わせての周知を図っている。	高齢福祉課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
23	意見	【意見】補助金の申請が可能な期間の拡大(介護職員定着支援事業費補助金) 平成25年度までは、募集が年1回に限られ、年初に産休・育休が見込まれる者に限定されていましたが、利用希望者の便宜を検討の上、補助金の申請が可能な期間を広げることが期待されます。	82	措置済	平成27年度	平成26年度からは募集を年1回に限定することなく、随時対応している。	高齢福祉課
24	意見	【意見】補助単価の見直し(介護職員定着支援事業費補助金) 平成17年度以降、補助単価の見直しが行われていませんが、補助単価の見直しの要否について、対象となる職種のデータに基づいて検討を行うことが適切です。	82	措置済	平成28年度	平成28年度予算要求の際に補助単価の再検討を行い、要綱改正と合わせて1時間740円から760円に改正した。	高齢福祉課
25	意見	【意見】岐阜県観光連盟の財務体質の検討(飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金) 観光連盟の当該事業に係る収入の大部分が県補助金であり、連盟の活動は補助金なしには成り立たない状況です。 観光連盟の財務体質を改善し、県負担の軽減や連盟の自立を促していくためにも、安定的収入の確保について検討していくことが望まれます。	89	措置済	令和2年度	岐阜県観光連盟は、R2年1月14日に国が進める「日本版DMO」として正式登録された。これまでの広告料収入や観光物産展等への参加料徴収など現在の取り組みを継続し、財務体質の改善を図るとともに、DMOに関する国補助金の積極的な活用を図ることとした。	観光企画課
26	意見	【意見】補助のあり方についての検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 県内産業の振興を図ることが目的であれば、「ものづくり岐阜テクノフェア」に限定することなく一定の補助要件を設定し、該当するものに補助する方法もあると考えます。	106～107	措置済	平成27年度	「ものづくり岐阜テクノフェア」は県内唯一の総合的展示会であり、他に類似した事業がないことから、現時点では補助要件等の見直しについては必要がないと考える。	新産業振興課
27	意見	【意見】事業の効率性の検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 事業費25,300千円で「ものづくり岐阜テクノフェア」を開催した結果、商談成立件数8件、試作依頼件数4件でした。県内産業の振興の観点からは、事業執行は必ずしも効率的であるとはいえないと考えます。	107	措置済	平成28年度	昨年度開催した「ものづくり岐阜テクノフェア2015」で終了直後に実施した出展者アンケート調査結果では商談成約19件、見積・サンプル・資料提出1,973件と前回以上の成果が見られた。件数は伸びており、事業執行が必ずしも効率的でないとはいえないと考える。	新産業・エネルギー振興課
28	意見	【意見】「事業評価調書」の作成(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 隔年開催のため、予算要求の際の「事業評価調書」は作成されていません。予算要求の有無に関係なく、事業が終了したら、一定期間内に評価調書を作成することが望まれます。	107	措置済	平成28年度	平成28年度の予算要求はないが、昨年度「ものづくりテクノフェア2015」終了後、「事業評価調書」を作成した。	新産業・エネルギー振興課
29	意見	【意見】「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方の検討(ものづくりテクノフェア開催支援事業費補助金) 産業振興の観点から「ものづくり岐阜テクノフェア」のあり方を検討することが必要な時期であると考えます。「ものづくり岐阜テクノフェア」の経費について単純に補助するのではなく、商談成立件数や、産学連携交流の成立数について目標・実績を把握したり、参加者の意見への対応方針を提示してもらうなどして、より実効性のある形での開催に繋げることが重要であると考えます。	107	措置済	平成30年度	アンケートによる出展者の要望を踏まえ、平成30年10月19日、20日に開催する「ものづくり岐阜テクノフェア2018」において、商談コーナーのスペース拡大及びブース内への採用情報コーナー設置を図った。	産業技術課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
30	意見	【意見】 実態に応じた補助金の名称の設定(航空宇宙産業現場技能者育成支援事業費補助金) 航空宇宙産業現場技能者育成研修事業という名称ですが、実態は(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する研修に対する補助金です。現状の事業名称を用いるのであれば、民間事業者等、他の事業体でも利用できるような補助内容に改めるべきであると考えます。	113	措置済	平成28年度	(株)ブイ・アール・テクノセンターは、これまでに「中核人材育成」「現場技能者育成」等をはじめ、航空宇宙産業分野に関する人材育成の実績・ノウハウを持っているため、現時点においては本事業主体として適当であると考えており、補助内容の見直しについては必要がないと考える。 当該補助金名については平成28年度より「VR・テクノセンター航空宇宙産業技術者育成支援事業」へと、実態に応じた名称に改めた。	航空宇宙産業課
31	意見	【意見】 (株)ブイ・アール・テクノセンターに対する補助金の統合 (株)ブイ・アール・テクノセンターに対して複数の補助金が支出されており、それぞれ独立して執行されていますが、人材育成や企業の入居支援等の主旨を同じくする事業については、他の補助金との統合を検討することが望まれます。	113	措置済	平成27年度	平成26年度は、(株)ブイ・アール・テクノセンターが実施する航空宇宙産業高度技術者育成支援事業に対して補助を行った。航空宇宙産業高度技術者育成支援事業は、平成25年度までの複数の補助事業を一つに統合するとともに、技術レベルに対応した研修プログラムを取り入れた事業内容とした。	新産業振興課
32	意見	【意見】 継続交付の場合の補助効果の確認(中小企業販路開拓等支援事業費補助金) 申請者のマンネリ・形骸化への対応として、補助回数に制限を設けたり、前年と比べて販路が拡大し、業績向上に繋がっているかについて、客観的に判断を行う体制を整えることが望まれます。	118	措置済	平成28年度	H28.3に補助金交付要綱を一部改正し、下記のとおり対応した。 (1) H28申請より、企業は同一の展示会へ6回目以降、組合・実行委員会・連携体は11回目以降の出席に対し補助額を1/2に減額することで、申請者のマンネリ・形骸化を防ぐこととした。 (2) 実施後状況報告書の様式を一部変更し、補助事業実施前年度から報告年度までの取引額や取引企業数等の明記を義務化し、業績向上に繋がっているか客観的に判断できる体制を整えた。	地域産業課
33	意見	【意見】 対象事業ごとの目標達成指標の設定(産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)) 対象事業として、①海外取引促進事業、②海外展示会出展支援事業、③海外アドバイザー事業、④海外展開コーディネーター設置事業の4事業がありますが、目標の達成度を示す指標は海外見本市参加企業数の1指標しか掲げられていません。 補助事業の達成度を図る上では、事業ごとに、適切な指標を設けることが適切です。	121	措置済	平成28年度	平成28年度当初予算において、過去の事業実績等も踏まえ、事業ごとに適切な目標達成指標を設定した。 【事業ごとの目標】 ①海外取引促進事業:海外ビジネス訪問相談件数 ②海外展示会参加支援事業:海外展示会等参加企業数 ③海外展開アドバイザー派遣事業:海外展開アドバイザー派遣件数 ④海外ビジネス人材育成事業:ビジネス人材育成参加者数	観光企画課 (海外戦略推進室)
34	意見	【意見】 補助金名称の検討(産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)) 「産業経済振興センター補助金(海外取引支援分)」とされていますが、包括的な名称が付けられており、具体的にどのような事業内容に補助されているのかわかりにくいと思われます。 補助金の内容が分かるような、分かりやすい名称を付すことが望まれます。	122	措置済	平成28年度	平成28年度当初予算において、補助金の内容が分かるような、分かりやすい補助金名称を付した。 【補助金名】 中小企業海外展開支援事業費補助金	観光企画課 (海外戦略推進室)
35	意見	【意見】 補助効果の確認のための指標設定(基幹企業立地促進事業補助金) 目標の達成度を示す指標として、「ヤフーの進出」が掲げられており、進出決定後の目標としては不適切であると思われます。 誘致に伴う効果を示す指標を指標として設定することが望まれます。	127	措置済	平成29年度	当初の指標の設定の仕方について、当該企業の進出に伴う波及効果を指標として設定できていなかった点は反省点として、今後の企業誘致に活かしていく。なお、本事業による効果を総括した結果、税収面では10年間で交付した補助金額を約10億円上回り、一定の雇用創出にもつながった。	産業技術課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
36	意見	【意見】 設備投資案件の確認の効率化(基幹企業立地促進事業補助金) 企業による現物確認のための体制が整えられており、信頼性があると認められるのであれば、企業の台帳等を利用して、サンプルで台帳の信頼性の確認を行うことにより、効率化を図ることも有用であると考えます。	127	措置済	平成27年度	平成26年度以降、サーバー機器の更新に係る補助金検査を行うに当たり、管理台帳の中から任意に抽出した機器のみの確認とし、効率化を図っている。	新産業振興課
37	意見	【意見】 継続した補助効果の確認(木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業費(24)) 補助金による効果の測定は、少なくとも「岐阜県森林づくり基本計画」の対象期間である平成28年度まで継続して行うことが望まれます。	142	措置済	平成28年度	県産材の加工・流通を促進するため、平成24年度から28年度までの5年間事業を実施した結果、概ね目標を上回る実績が確認された。	県産材流通課
38	指摘	【指摘】 補助金交付先の選定における計算方法の明確化(木造公共施設整備加速化事業費(24補正分)) 補助金交付先の選定における事業評価の計算方法があいまいな結果、事業者が補助金を受けられないと判断したり、県の交付決定において異なる判断がされるおそれがあることから、要綱・要領等により取扱いを明確にしておく必要があります。	152	措置済	平成27年度	「木造公共施設整備加速化事業費補助金事務取扱要領」を改正し、基準値の算定方法を明確にした。(平成27年3月19日改正 平成27年4月1日から適用)	県産材流通課
39	指摘	【指摘】 実績報告書の提出遅延(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金) 実績報告書の修正作業に時間を要し、実績報告書の確定がいずれも5月にずれ込んでいました。 「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受理できるよう、速やかに対応を進める必要があります。	159～160	措置済	平成27年度	平成26年11月に補助対象団体に赴き、実施状況等の現地検査を行い、年度末の実績報告を速やかに実施できるよう指導した。平成26年度分については、要綱に定められている期間内に、全補助対象団体から実績報告書が提出された。	競技スポーツ課
40	意見	【意見】 要領における補助事業の明確化(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金) 要領上、補助の趣旨が必ずしも明確に定義づけられておらず、事業の対象である「トップアスリート」「トップアスリート拠点クラブ」の選定方針等が明確でないこと、どのような団体がどのような基準に基づいてトップアスリート拠点クラブとして認定されるかが明確になっていないことは補助事業の実施において問題があります。 トップアスリート拠点クラブと認定された団体への補助において、対象事業の選定方針が必ずしも明確ではないこと、要領に定められていないことから、客観的な判断ができるような形で要領を定めることが適切です。	160	措置済	平成27年度	平成27年度以降に摘要される要綱を改正し、補助事業者の定義として、「日本リーグに参戦するなど、トップアスリートが所属し、在籍する市町村に活動拠点があり、ジュニア育成や地域活性化のためスポーツ教室等を積極的に実施しているクラブ」との文言を明記した。	競技スポーツ課
41	意見	【意見】 認定資料の保管とクラブ情報の把握(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金) 現在は、認定に至る要件が明確化されていないことから、県として、認定要件、認定に至る判断資料を文書化し、保管しておくことが適切です。 候補となるクラブの情報、県の理念に賛同を得るための働きかけの状況についても、適時情報を更新していくことが望まれます。	160	措置済	平成27年度	1月に「クラブ選定に係る内規」を定め、対象者、選定条件を明確化した。 その後、認定候補となるクラブの調査を、(公財)岐阜県体育協会やぎふ広域スポーツセンター等へ調査をかけた。 選定条件を満たすクラブについて認定し、該当クラブへ通知した。	競技スポーツ課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
42	意見	【意見】 クラブ構想の実現状況に係る確認の実施(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金) 中長期的な観点にたったクラブの育成を想定していると考えられますが、実績に関しては、補助事業の実績報告書の確認にとどまっています。 補助の趣旨からは、クラブ構想に基づいて対象団体の基盤が強化されていることを確認することが有用であることから、交付決定時にクラブ構想(中期計画)において、方向性を確認するとともに、その達成状況についても、補助事業の実績確認と併せて確認することが望まれます。	160～161	措置済	平成27年度	平成27年度認定補助クラブより、申請書提出時にクラブ自立に向けた長期構想～2020年まで(競技力向上事業・クラブ基盤事業・ジュニア育成等)を立案し、クラブの自立に向けた活動の指標となるものを提出させた。	競技スポーツ課
43	意見	【意見】 事業区分の明確化と団体ごとの方向性を踏まえた事業選定(トップアスリート拠点クラブ活動費補助金) 補助効果を確認する上でも、事業区分を明確にするとともに、交付決定において、団体ごとの方向性・期待される役割を踏まえた事業選定を行うことが望まれます。	161	措置済	平成27年度	上記のように長期構想作成において、県がクラブへ期待する項目(競技力向上事業及びジュニア育成等)を明確化した。更に年度ごと、項目ごとの活動目標に対する、成果と課題を年度末に明記することで、クラブが担う役割についての活動に対して発展的な視点を持てるようにした。	競技スポーツ課
44	意見	【意見】 長期的な公衆浴場のあり方の検討(公衆浴場設備改善対策事業費補助金、公衆浴場経営安定化補助事業費補助金、公衆浴場活性化対策事業費補助金) 一般公衆浴場の利用状況等に鑑み、一般公衆浴場の経営者に対して、中長期の経営をどのように考えているかを確認するとともに、その他公衆浴場や公共施設の浴場の一般利用の機会を広げるなど、自家風呂を持たない人の入浴機会を確保した上で長期的な公衆浴場のあり方を模索する時期を迎えていると考えます。	177	措置済	平成28年度	一般公衆浴場については、「物価統制令」により入浴料金の上限額が設定され、事業者による自由な料金設定を認めない代わりに、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」により、国及び地方公共団体には公衆浴場の確保のため助成その他の必要な措置を講ずるよう努力義務が課されている。こうした背景のもと、この事業は、直接事業者に補助するものではなく、市町が公衆浴場の確保に取り組んでいる場合に、その市町に対して一定の財政的支援を行うものであり、直近28年度の利用は8市町であった。 県としては、各市町において、自家風呂を持たない者をはじめ、高齢者や障がい者等の入浴機会の確保を検討するにあたっては、管内の公共施設の浴場等の状況も斟酌された上で、地域の公衆施設のあり方を模索されているものと認識しており、引き続き、市町の意向を確認しながら支援を行っていく。 また、経営実態調査や事業者への聞き取りを行う中で、比較的若い経営者を中心に新規利用者の増加に向け、外部資金の獲得やSNSなどによる情報発信など、新たな取り組みを意欲的に取り組んでいる状況もみられるため、法律や国の動向を踏まえながら、県公衆浴場業生活衛生同業組合とも連携して利用者拡大に向けた取り組みを後押ししていく。	生活衛生課
45	意見	【意見】 実態に即した補助金名称の検討(生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)) 生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)は、内容としては、「相談事業」が主であると思われることから、実態に応じた名称に変更することが適切であると考えます。 また、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)は、内容としては、「滞納債権の管理・回収」が主であると思われることから、実態に応じた名称にすることが適切であると考えます。	180	措置済	平成28年度	生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(基金分)は平成26年度で事業が終了しており、また、生活福祉資金貸付事業推進事務費補助金(定額分)は平成28年度当初予算編成時に修正することとしていたが、事務事業の見直しにより事業廃止とした。	地域福祉国保課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
46	意見	【意見】 補助事業名称の明確化(公共施設における県産材利用関連の補助金) 補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるような補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。	200	措置済	平成29年度	平成26年度以降、補助事業の改廃があり、平成29年度は、「①木の香る快適な公共施設等整備事業」と「②県産材需要拡大施設等整備事業費補助金」の二つの補助事業を取り扱っている。①は主に公共施設の整備を対象とするものであるのに対し、②は県産材の需要拡大を目的に、住宅展示モデルハウス等の民間施設や、バス停などの展示効果の高い施設に対象範囲を拡げ、かつ①よりも県産材の使用基準を高く設定しているもので、各事業の趣旨を踏まえた事業名を用いている。	県産材流通課
47	意見	【意見】 補助対象経費の明確化(ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金) ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金の補助対象経費について、具体的にどのような普及啓発等の活動を対象にしているのかが不明確であり、補助金の意図が伝わりにくいことから、補助対象経費を明確な表現にすることが望まれます。	205	措置済	平成27年度	「ぎふの木の家ブランド化支援事業費補助金実施要領」を改正し、補助対象経費を明確にした。(平成27年3月23日改正 平成27年4月1日から適用)	県産材流通課
48	意見	【意見】 補助目的を考慮した補助対象事業者の選定(ぎふの木で家づくり協力工務店育成事業費補助金) 県産材住宅建設を促進するための、設計力、デザイン力、宣伝力を備えた地域工務店の育成・強化に関する研修会やセミナーの開催等は、ぎふの木で家づくり協力工務店を構成員とする団体でなくとも、設計力、デザイン力、宣伝力でより有能な工務店等が実施することにより、より県産材を使用する地域工務店の魅力を高める可能性があるとも考えられます。 補助目的を十分に考慮した補助対象事業者の選定が望まれます。	205	措置済	平成27年度	平成26年度で事業を廃止した。	県産材流通課
49	意見	【意見】 補助事業名称の明確化(森林整備事業関連の補助金) 補助目的や補助対象事業が類似しているが、補助財源が異なるような補助金については、県民が補助事業名称からでも補助内容を推測できるよう、補助事業名称を工夫するなどの補助事業の整理が望まれます。	217	措置済	平成27年度	平成27年度当初予算において、補助財源が異なる森林整備グループの補助金については、補助事業名称から補助内容や財源が推測できる事業名とした。	森林整備課
50	意見	【意見】 補助金制度の周知(水源林公有林化支援事業費) 水源林公有林化支援事業費については平成25年度の交付先件数は1件にとどまっています。市町村における水源地域の保全に関する問題意識を高め、水源林を守るセーフティネットとして、より制度内容の周知に努める必要があると考えます。	219	措置済	平成27年度	水源林保全に対する県民意識を醸成するため、水源林保全のPR番組を制作・放映した。また、市町村へ個別相談などの助言により、平成26年度は、中津川市、白川町、八百津町の計3市町に対し、約33ヘクタールの公有林化に補助を行った。	恵みの森づくり推進課
51	意見	【意見】 補助のあり方の検討(第三セクター鉄道経営健全化補助金) 第三セクター鉄道経営健全化補助金については、開業から相当期間を経ていることから、内部人材の育成を考慮の上、人件費補助のあり方を検討することが重要です。	224	措置済	令和3年度	「経営改善のために企画立案等に優れた人材を外部登用する」ことに対する補助制度であるが、創設から28年を経過し、人材登用によるノウハウは十分に培われたと考えられることから、令和2年度をもって制度を廃止した。	公共交通課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
52	意見	【意見】 趨勢把握可能な指標の設定(耐震対策関連の補助金) 「事業評価調書」は、年度ごとに事業の目標と成果、事業の評価と課題を明確にした上で予算化を行うために作成している資料であり、目標達成度を示す指標については、例えば、住宅耐震補強工事費補助金については、耐震診断の後、耐震補強工事などの耐震化が行われた比率を指標とするなど、経年で確認できる指標を織り込むことが望まれます。	227	措置済	平成28年度	平成28年度予算要求における県単独補助金事業評価調書において、各補助金毎に「耐震診断を行った対象建築物が補助を活用して耐震補強工事を実施した割合」を年度毎の指標として設定した。	建築指導課
53	意見	【意見】 補助率の設定の公平性の検討(運動部支援・選手派遣関連の補助金) 補助金創設の経緯により、関連性が強いと思われる補助金であっても、財源が異なるケースはあると思われませんが、補助内容・補助率については、適時、改定の可否を検証するとともに、関連性が高いと思われる補助金との間で補助内容の公平性が保たれているかについても、留意することが望まれます。	232	措置済	平成27年度	関連性が高い補助金について、公平性が保たれるよう補助対象経費について交付要綱の改正を行った。	体育健康課(私学振興・青少年課)
54	意見	【意見】 「事業評価調書」に関する事項(病院群輪番制病院施設整備費補助金) 「予算要求資料」及び「事業評価調書」の作成は、本来の事業の状況について行うとともに、代替可能な施策に基づく対応結果については、対応事業の箇所を参照する等の形で、担当課の業務達成状況に言及することが適切です。 平成19年度以降補助内示が得られていないこと、国の予算・緊急性・補助金に対する要望は年度によって異なるものの、近年では、県における当該事業の優先順位が必ずしも高くなかったことなどを踏まえ、当該補助金が実際に活用される可能性があるかについて、再吟味する余地があると考えます。	234～235	措置済	平成28年度	当該事業については、平成27年度以降は事業計画がなく、当初予算要求を行っていない。 二次救急医療体制として、現在県内7地区で病院群輪番制が実施されている。今後、新たに病院群輪番制を導入する、或いは参加する病院を追加するという市町村の動きが現時点はなく、当該補助金が活用される可能性は低いと考えている。 しかし、今後、事業計画が生じた場合も想定されるため、そのような場合は、医療提供体制施設整備事業内における優先順位を踏まえたうえで検討し、その結果、予算要求することとなった場合は、事業目標の達成度を示す実績と指標について、当該補助金の効果・成果を適切に測るものとするよう見直すこととする。	医療整備課
55	意見	【意見】 「事業評価調書」に関する事項(児童館等整備費補助金(単建)) 事業目標として「児童館を県内すべての児童が利用できる」状態を掲げています。 現在、指標としては児童館・児童センターの設置数が掲げられていますが、全児童数に対する未設置市町村の児童数割合等を指標として採用することが考えられます。 また、設置自体でなく利用が目的であることから、1館当たりの利用者数の伸び率等を指標として採用することも考えられます。	238	措置済	平成28年度	児童館・児童センターについては、事業目標である「児童館を県内すべての児童が利用できる」状態とするため、未設置の市町村を中心に整備を進めているところであり、平成28年度当初予算から、事業目標の達成状況が判断しやすい「全児童数に対する設置市町村の児童数割合」を指標とした。	子育て支援課
56	意見	【意見】 「事業評価調書」に関する事項(新規就農者確保事業費) 目標の達成度を示す指標は「新規就農者の確保」とされていますが、今後の課題にも記載されているとおり、中長期的には定着が重要です。 新規就農者の状況と併せて、定着率も指標とすることが考えられます。	240	措置済	平成28年度	「事業評価調書」の指標については、基本的に県の施策目標と連動させ、施策目標の実績値で当該事業の評価を行うこととしている。 県の新たな基本計画(平成28年度～32年度)において、「多様な担い手づくり」を3本柱の1つに位置付け、「担い手育成数」を指標とする方針を踏まえ、平成28年度予算要求資料では「新規就農者の確保」を指標とした。 定着率については、定年帰農者など定着状況の把握が困難な事例もあるため、指標とはせず、参考数値として管理していく。	農業経営課